

2009年10月8日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

高齢者、障害者等及び福寿に係る医療費の助成に関することに
係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させ
ることに伴う本人通知の省略について（答申）

2009年9月29日付けで諮問（第404号）された高齢者、障害者等及び福
寿に係る医療費の助成に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び
目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を目的外に利用させる必要性及び本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経緯

国民健康保険法第57条の3に基づき、平成20年4月から高額介護合算療養費制度が始まった。

この制度は、世帯内の一年間の医療費と、介護サービス費または介護予防サービス費の両負担が高額となった世帯に対して、所得に応じて設定された自己負担限度額を超える負担金額を支給するものである。

この支給事務の開始に伴い、対象世帯の高額介護合算療養費の正しい支給金

額を算出するために、支給対象世帯の中で、藤沢市単独医療費助成事業の助成対象者がいる場合、対象者を把握することが必要となる。

これは神奈川県国民健康保険団体連合会の計算システムでは、医療費助成の償還払い(医療機関窓口で医療費を支払い後、担当課で払い戻しを受けること)の情報がなく、本来医療費を負担していない世帯に対して、高額介護合算療養費を支給してしまう可能性があるため、この誤りを防止することが目的である。

方法としては、IT推進課のホストコンピュータにて、藤沢市国民健康保険システム保有の被保険者情報と、保健福祉総合システム「ささえ」保有の医療費助成対象者情報の突合処理を行い、支給対象世帯の医療費助成事業対象者一覧表を作成することを考えている。

このことについて、医療費助成事業対象者情報を保険年金課に目的外に利用させること及びこれに伴う本人通知を省略することについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 目的外に利用させることの必要性について

医療費助成事業の対象者であるかどうかの情報は、重度障害者等の助成対象者本人が申請に来庁することは少なく、家族や代理人からの聞き取りでは、漏れや誤りの発生が予想される。

そこで、神奈川県国民健康保険団体連合会にて作成された支給対象者データを藤沢市国民健康保険システムに投入して、支給対象者を抽出し、保健福祉総合システム「ささえ」保有の助成対象者情報との突合処理をコンピュータにて行うことで、正確に助成対象者を抽出することができる。この処理により作成された「医療費助成事業対象者一覧表」を用いて、手作業にて支給金額を再計算することが可能になることから、目的外に利用させることの必要性があると考えられる。

(3) 目的外に利用させることに伴う本人通知を省略することについて

国民健康保険の被保険者が、助成対象となる可能性のある医療費助成事業は、障害者等医療費助成・約9,400人、高齢者医療費助成・約1,830人、の二種類であり、この合計人数は現在約11,230人となっている。

本人通知をすることは、収集する個人情報の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性を著しく損なうと判断されるため、通知を発送することは省略したいと考えている。

(4) 目的外に利用させる個人情報の項目

- ①氏名 ②宛名番号 ③生年月日 ④助成対象医療証の種類 ⑤決定年月日
- ⑥喪失年月日

(5) 実施時期

平成21年11月予定

(6) 提出資料

- ア 資料1 厚生労働省通知
- イ 資料2 制度説明ポスター
- ウ 資料3 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(2)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させることの必要性について

医療費助成事業の対象者であるかどうかの情報は、重度障害者等の助成対象者本人が申請に来庁することは少なく、家族や代理人からの聞き取りでは、漏れや誤りの発生が予想される。

そこで、神奈川県国民健康保険団体連合会にて作成された支給対象者データを藤沢市国民健康保険システムに投入して、支給対象者を抽出し、保健福祉総合システム「ささえ」保有の助成対象者情報との突合処理をコンピュータにて行うことで、正確に助成対象者を抽出することができる。この処理により作成された「医療費助成事業対象者一覧表」を用いて、手作業にて支給金額を再計算することが可能になることから、目的外に利用させることの必要性があると考えられる。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させることの必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

国民健康保険の被保険者が、助成対象となる可能性のある医療費助成事業は、障害者等医療費助成・約9,400人、高齢者医療費助成・約1,830人、の二種類であり、この合計人数は現在約11,230人となっている。

本人通知をすることは、収集する個人情報の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性を著しく損なう。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上